

1 総社市の概要



1 総社市の概要

総社市は、岡山県の南部に位置し、市の中央部を岡山県の三大河川の一つ高梁川が南流している。北部は吉備高原につづく山々に囲まれ、南部は高梁川両岸に豊かな平野が広がる。さらに、瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれ、従来から地震や台風などによる大災害も少なく、いたって温和な自然環境である。

旧総社市は、昭和29年3月に総社町と周辺6村が合併し、市制を施行した。当時の人口は36,968人、面積128.37㎢であった。その後、昭和47年4月に吉備郡昭和町を編入。旧総社市は平成17年3月21日に閉市し、翌22日、旧総社市・山手村・清音村が新設合併し、新「総社市」が誕生した。現在の人口約68,000人、面積212㎢である。

総社市は、古代吉備文化の発祥の地として栄えた歴史と文化、広い平野と豊かな水、深い緑に恵まれた美しい自然環境を生かしながら、東瀬戸内圏における内陸部の軽工業、県南広域圏におけるホームタウン、都市近郊型農業、観光レクリエーションの地域として、その基盤整備を推進し、岡山県南における一中核都市としての重要な機能を担いながら限りない発展を続けている。

● 市民憲章 ●

わたくしたちは、美しい自然と豊かな吉備文化にはぐくまれている総社市民です。

このことに誇りと責任をもち明るく豊かなまちをつくることにつとめます。

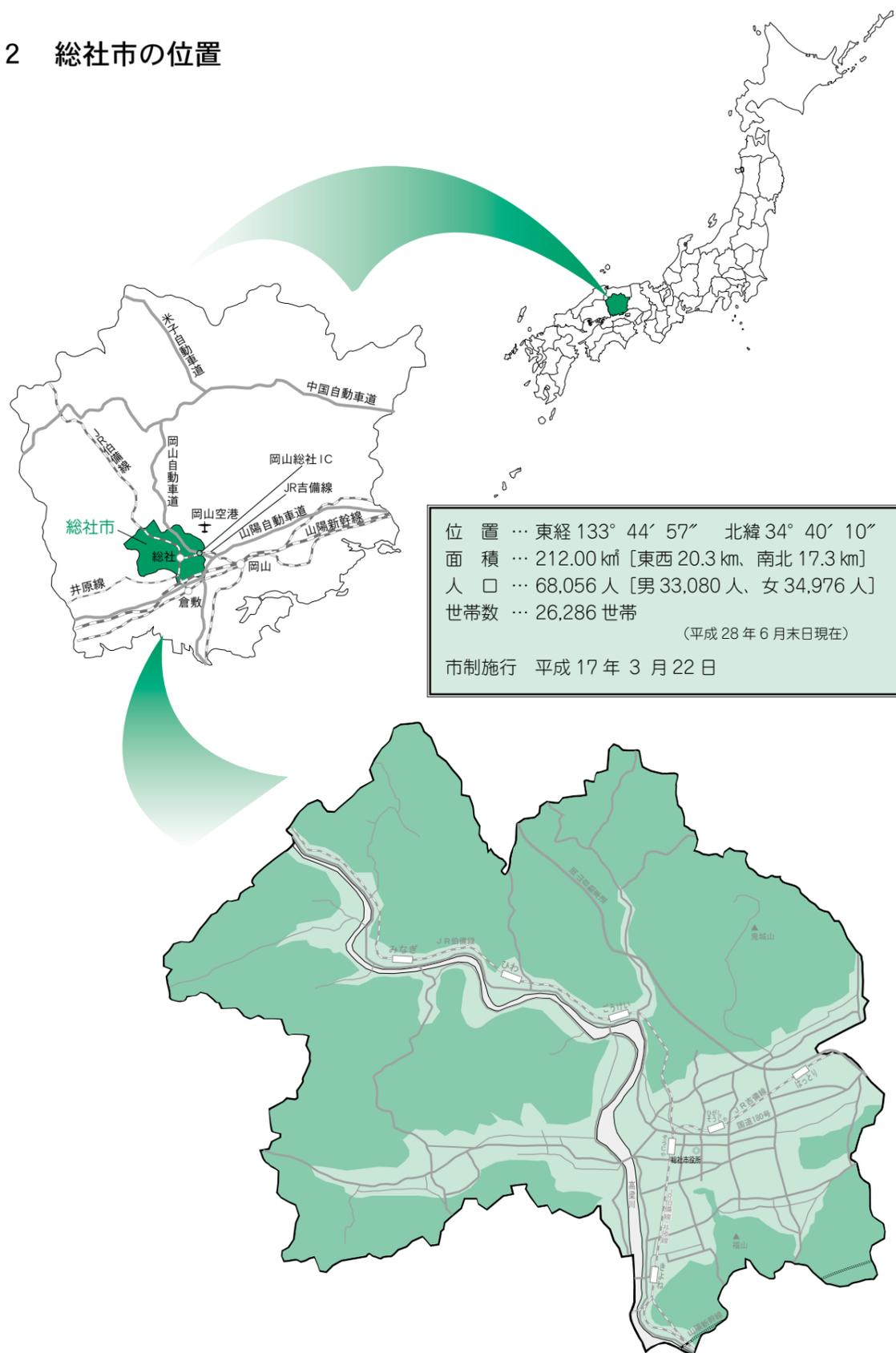
- 1 郷土を大切に 美しい環境を まもりましょう。
- 1 生涯学び 明るい家庭を きずきましよう。
- 1 たがいに助け合い あたたかいまちを つくりましよう。

平成18年3月22日制定

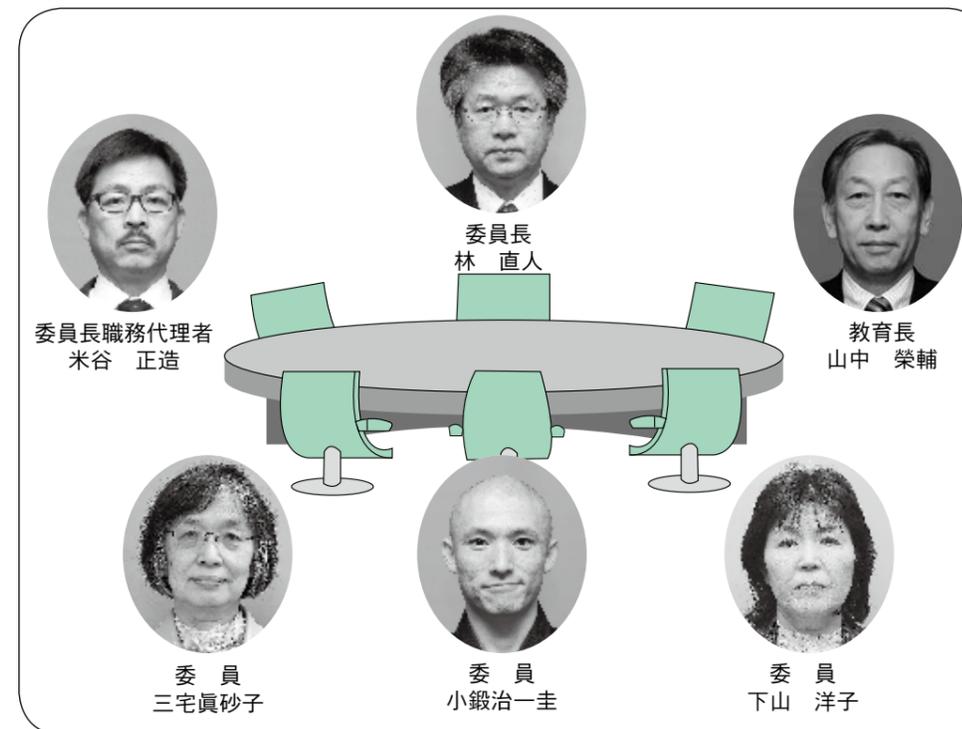


2 教育委員会

2 総社市の位置



1 教育委員

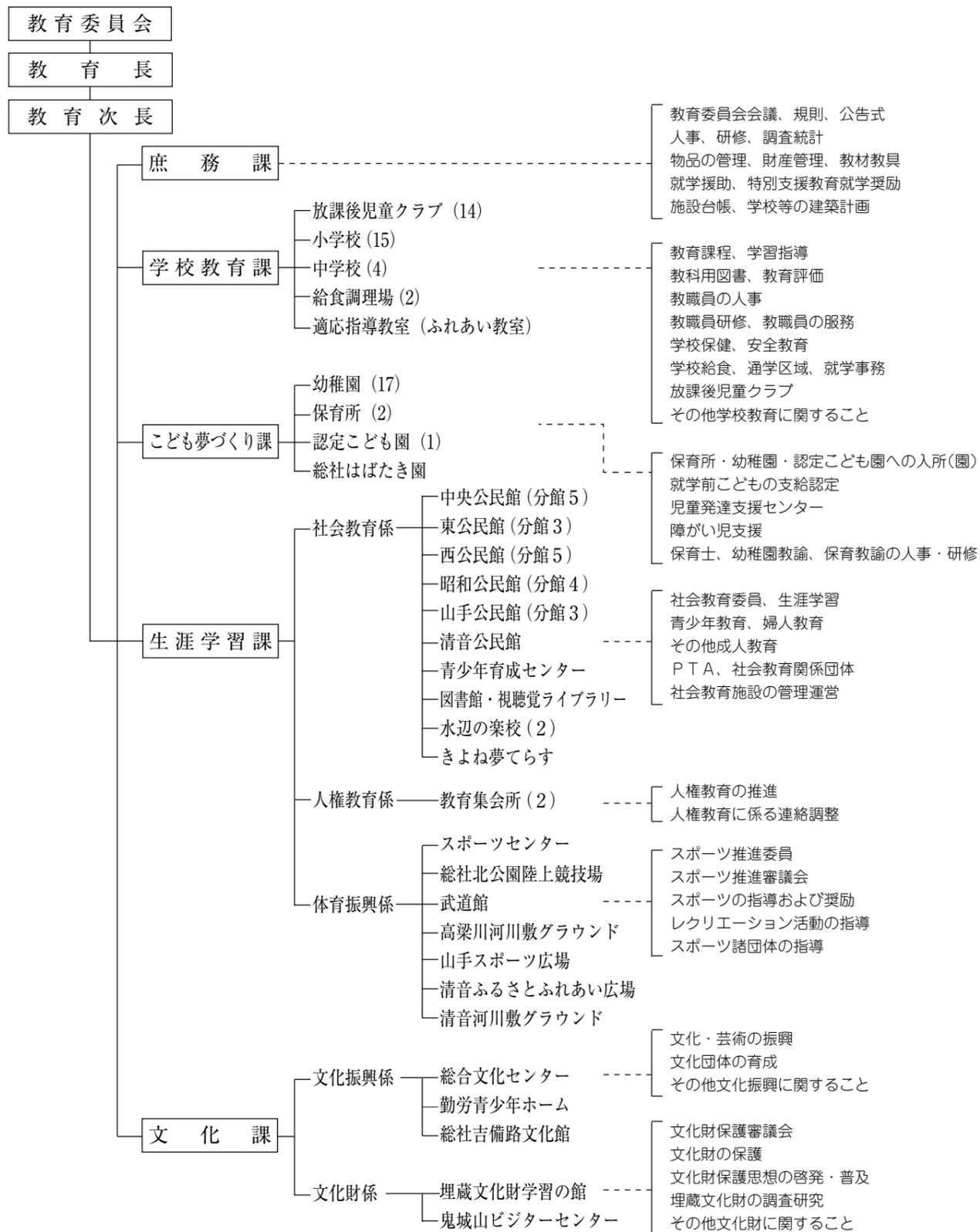


役職名	氏名	任期	
委員長	林 直人	平成 28 年 5 月 12 日～	平成 32 年 5 月 11 日
委員長職務代理者	米谷 正造	平成 26 年 5 月 12 日～	平成 30 年 5 月 11 日
委員	小鍛治一圭	平成 28 年 5 月 12 日～	平成 32 年 5 月 11 日
委員	下山 洋子	平成 25 年 5 月 12 日～	平成 29 年 5 月 11 日
委員	三宅真砂子	平成 27 年 5 月 12 日～	平成 31 年 5 月 11 日
教育長	山中 榮輔	平成 25 年 5 月 12 日～	平成 29 年 5 月 11 日



3 教育の基本方針（1）

2 機構と事務分掌



1 教育行政の基本方針

『総社市民憲章』及び『そうじゃ教育大綱』を基本理念としながら、本市の目指す将来都市像「岡山・倉敷に並ぶ新都心 総社 ～全国屈指の福祉文化先駆都市～」の実現のため、歴史や風土の中で育まれてきた吉備文化と密接にかかわりあいつつ、地域と協働して「生きる力の育成」「学ぶ意欲と人権尊重の社会の構築」「ゆとりと生きがいの創造」のために、「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり」に向けて、次の事項を総合的に取り組む。

1 生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯にわたって、だれもが、いつでも、どこでも学習できる生涯学習社会の構築を目指し、学習内容の充実を図ることはもとより、学んだ成果を活かすことができる環境づくりに努める。

2 家庭・地域の教育力の向上

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を再認識し、互いに連携し支え合う中で、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもたちの成長を支援していく体制づくりに努める。

3 学校教育の充実

「だれもが行きたくなる学校づくり」及び「総社っ子輝きプラン」を通して学校適応促進や学力向上に努めるとともに、心の教育や特別支援教育の充実を図り、総社を愛し、心優しく、礼儀正しい子どもの育成に努める。

4 幼児教育・保育の充実

「子ども・子育て支援事業計画」を基本として、保育所（園）における待機児童解消に重点を置き、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するきよね認定こども園の充実を図りながら、幼稚園17園、保育所13園、認定こども園1園の合計31園で、心情・意欲・態度・基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育・保育に取り組む。

5 文化芸術活動の推進

市民の文化芸術活動の活発化及び多様化を促すとともに、施設整備や文化芸術活動に接する機会の拡充に努める。また、美術品などの適切な保管、活用を図る。

6 文化財の保護・活用

文化財の適切な保護、活用を図るとともに、保護意識を高めるために文化財の解説・紹介を行い、吉備文化を継承することに努める。

7 スポーツ活動の推進

市民一人ひとりが健康で、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。また、関係する各種団体の育成や支援、指導者の養成、青少年の健全育成などスポーツ環境の充実に取り組む。

8 人権教育の充実

自由で平等な社会を築いていくために、すべての人の人権の尊重と個人の尊厳についての理解と認識を深める人権教育を展開する。

9 教育施設の整備・拡充

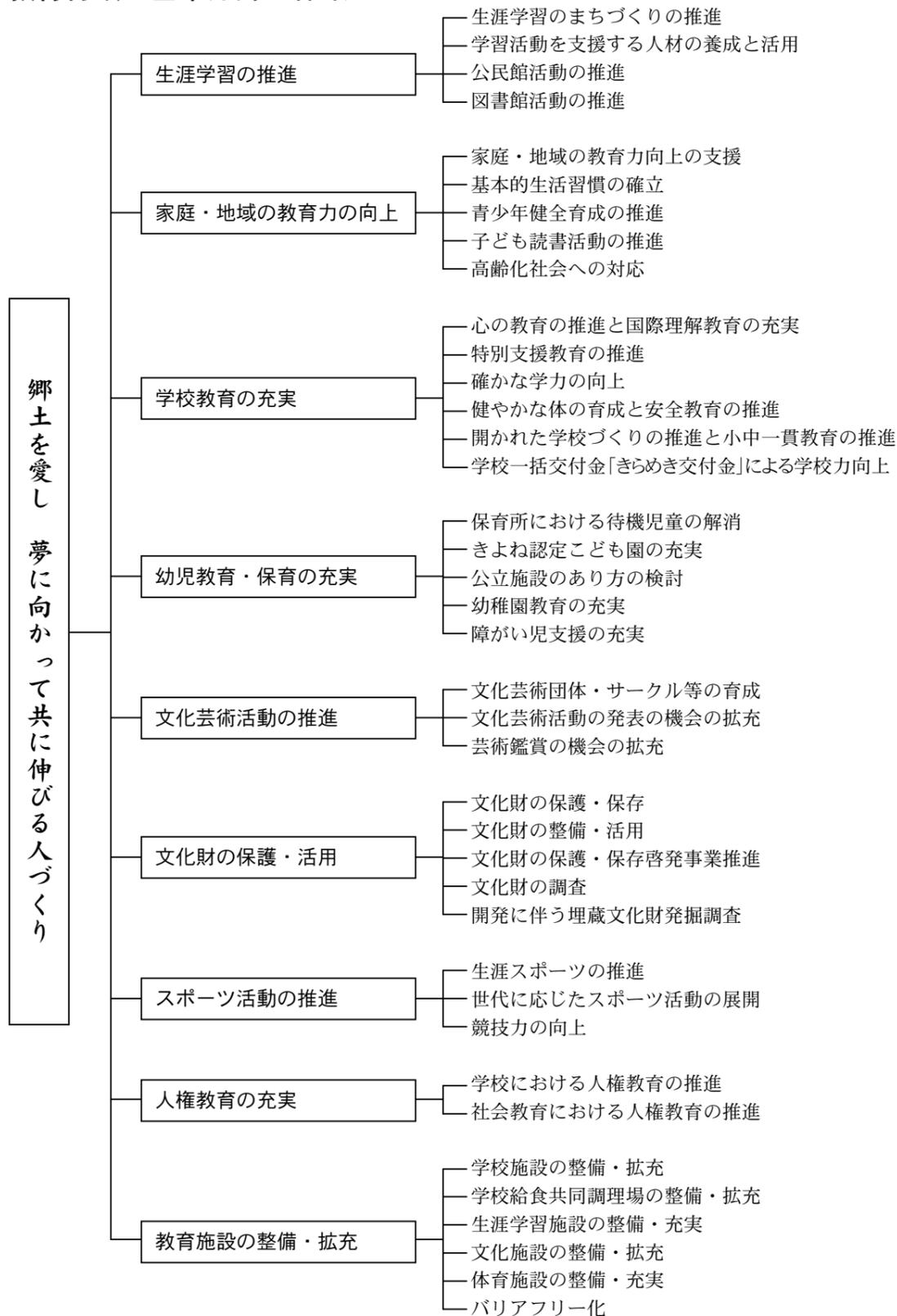
既存教育施設の適切な維持管理に努めるとともに、生涯学習・学校・文化・スポーツ施設の整備・拡充を進める。

上記重点事項の推進に当たっては、国・県の教育行政の動向に注視し、かつ、関係教育機関との連携を密にして、広く市民の理解と協力を得ながら、これを推進するものとする。

教育の基本方針（2）



2 教育行政の基本方針の体系



3 基本方針の具体的展開

私たちのふるさと総社市は、古代吉備文化発祥の地として栄えた歴史と文化、豊かな自然環境に恵まれています。

私たちは、郷土のよさを活かし、さらに魅力ある住みよいまちづくりをする中で、次代を担う子どもを育成する必要があります。次代を担う子どもとは、郷土を愛する子ども、共に生きる子ども、夢や目標に向かって努力する子ども、正しいことは勇気をもって行う子どもと考えます。そのため、まず総社市の目指す子ども像として「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる子ども」としたうえで、本市では、子どもたちを社会全体で育む中で、市民一人ひとりも「郷土を愛し夢に向かって共に伸びる人」となることを目指し、次の事項について取り組みます。

◆生涯学習の推進

1 生涯学習のまちづくりの推進

- (1) 児童生徒が、郷土の歴史や伝統・文化の豊かさや価値に気付き、生まれ育った郷土に誇りと愛着を持てるようにするために、学校支援ボランティア等の人材を活用して、歴史や伝統・文化を題材とする児童生徒のための生涯学習の機会を設ける。
 - ・文化振興関係者との連携により、地域住民の中から必要な人材の発掘を行う。
 - ・学校教育関係者との連携により、小中学校へ歴史や伝統・文化に根ざした生涯学習プログラムの紹介とその活用を働きかける。
- (2) 幅広い層に向けて生涯学習の動機付けを行うため、生涯学習まちづくり出前講座、わくわくフェスティバル、吉備の里ふれあいウォークラリー等の生涯学習の機会を提供する。
- (3) 初めて学ぶ人、より専門的に学びたい人などの要請に応えるために、学習到達度や目的に応じた各種の講座を開設する。

2 学習活動を支援する人材の養成と活用

- (1) 地域の教育力を向上させ、児童生徒の学習活動を支援するために、各小中学校における学校支援ボランティア等や放課後子ども教室の中で、地域の人材を活用した学習支援活動を実施する。また、それを通じて、地域住民の生きがいづくりも行う。
- (2) 市民の多様なニーズに対応した生涯学習を推進するために、まちづくり出前講座の拡充や新たな講座の開設を通じて、人材の養成と活用を図る。

3 公民館活動の推進

- (1) 市民の自主的な学習や地域活動の活性化のため、学習情報の提供とあらゆる世代が集う場所としての取組を充実する。
- (2) 地域住民が郷土に愛着や誇りを持ち、地域の絆を深めていくために、文化まつりや伝統文化の継承を内容とする講座を開催する。

4 図書館活動の推進

- (1) 市民の読書要求にこたえるため、計画的に図書資料の整備を図る。
- (2) インターネット上の横断検索システムを活用することにより、図書館間の相互貸借を積極的に推進し、利用者への資料提供に努める。
- (3) 郷土資料・行政資料を中心とした地域資料の収集、保存に努める。
- (4) 図書館システムの充実を図り、利用者への的確で迅速なサービスの向上を図る。

教育の基本方針（3）



- (5) 読者相談、図書予約サービス、レファレンスサービス等の充実に努める。
- (6) 図書館から離れた地域の利用者のために、自動車文庫の運行や公民館図書室とのネットワークにより、地域の読書活動の推進に努める。
- (7) ボランティアや学校園と連携協力して、絵本の読み聞かせ等を実施することにより、子供の読書活動の推進に努める。
- (8) 公民館、学校などに対する配本活動の充実に努める。

◆家庭・地域の教育力の向上

1 家庭・地域の教育力向上の支援

- (1) 子育てに自信や対処の能力が低くなりがちな保護者を支援するため、相談を取り入れた講演会を実施する。
- (2) 子育てに関する悩みや不安感を持つ親に、親同士の学び合いや仲間づくりの機会として親育ち心に広める。応援学習プログラムの活用を広げる。幼稚園PTA研修会に養成講座修了者を招き、幼稚園を中心に広める。

2 基本的な生活習慣の確立

- (1) 各校園で作成した生活習慣改善カード及び「ぱっちり！モグモグ」「ツーウィーク」チャレンジカード等を活用しながら、基本的な生活習慣が定着するよう努める。
- (2) 保護者の協力を得て、家庭学習習慣を身に付けるよう努める。

3 青少年健全育成の推進

- (1) 青少年の健全育成に資する場を確保するために、わくわくフェスティバル、吉備の里ふれあいウォークラリー、成人記念式、子ども会等の行事を活用し、主体的に活動できる機会を提供する。
- (2) 青少年が活動しやすい環境づくりを構築するために、青少年育成センターや学校と連携を図る。

4 子ども読書活動の推進

第3次総社市子ども読書活動推進計画をもとに、子ども読書活動を推進する。

5 高齢化社会への対応

高齢者を対象とした学習機会や活動場所の充実に努める。

◆学校教育の充実

1 心の教育の推進と国際理解教育の充実

- (1) 総社を愛し、心優しく、礼儀正しい子どもを育成するため、「特別の教科 道徳」との関連を図りながら、「ふるさと愛」「思いやり」「礼儀」に重点を置いた品格教育を推進する。
- (2) 不登校やいじめ問題を解決するため、ピア・サポートや社会性と情動の学習、協同学習等の幼児児童生徒の対人関係能力を向上させるプログラムを推進する。
- (3) 豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を備えた人材を育成するため、英語特区において幼小中一貫した英語教育を推進する。
- (4) 郷土の文化も他国の文化も尊重する多文化共生社会を担う人材を養成するため、中学

生の海外ホームステイ派遣と海外からのホームステイ生徒の受け入れを実施する。

- (5) 「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を重視した英語教育と国際理解教育を充実するため、市費の外国語指導助手を配置する。
- (6) 日本語指導が必要な児童生徒の学習を支援するため、日本語指導担当教員と日本語教育サポーターを配置する。

2 特別支援教育の推進

- (1) 特別支援教育推進センターを開設し、教育相談・情緒障がい通級指導教室・研修によるスキルアップの方面から指導・支援の充実に努める。
- (2) 就学指導の充実に努めるとともに、就学前からの早期支援と保こ幼小連携のため、4歳児発達支援プログラムを推進する。
- (3) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を充実するため、市費非常勤講師を配置する。

3 確かな学力の向上

- (1) 児童生徒の学力状況を的確に把握し、一人一人の学力状況に応じた学習指導の改善を図るため、小学校5年生及び中学校2年生を対象にした市独自の学力調査を実施する。
- (2) 中学校のどの教科の授業も専門教科免許を有する教員が担当して教科指導の充実に努めるため、市費非常勤講師を配置する。
- (3) 児童生徒のコミュニケーションを豊かにし、学習意欲と学習の生産性の向上を図るため、協同学習の指導に関する教職員研修を実施する。
- (4) 児童生徒の基礎基本の定着と学習習慣を確立するため、放課後学習や夏季休業中の補充学習の充実に努める。

4 健やかな体の育成と安全教育の推進

- (1) 様々な健康課題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、学校保健指導や学校保健管理を徹底する。
- (2) 学校給食を通じて食育を充実するため、「地・食べ」による地場産物を活用する。
- (3) 子どもの危険予測・危機回避能力を育て、犯罪被害に遭わないようにするため、防災教育及び防犯教育を推進するとともに、総社市子ども安全・安心メール配信システムを活用する。

5 開かれた学校づくりの推進と小中一貫教育の推進

- (1) 地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校評価を柱とするPDCAサイクルを構築する。
- (2) 放課後等に小学生に適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図るため、放課後児童クラブを充実させるとともに待機児童解消に向けた施策を検討する。
- (3) 学校や地域の主体性を生かし、地域と共にある学校をつくるため、学校支援活動や権限委譲等を推進する。
- (4) 郷土への愛着を抱く子どもを育成するため、五つ星学園をモデルとした幼小中一貫教育やコミュニティ・スクールの在り方について研究する。

6 学校一括交付金「きらめき交付金」による学校力向上

学校長の裁量で自由に用途を決め、各学校が独自の特色ある教育活動に取り組む。

教育の基本方針（４）



◆幼児教育・保育の充実

- 1 保育所における待機児童の解消
 - (1) 民間保育所の新設を支援する。
 - (2) 民間保育所の改築（定員増）を支援する。
 - (3) 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を実施する。
 - (4) 公立幼稚園での預かり保育の充実を図る。
 - (5) 既存保育所において、施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進める。
- 2 きよね認定こども園の充実

幼保連携型施設のモデルとして、就学前の教育・保育の質の向上に努める。
- 3 公立施設のあり方の検討

総社保育所、井尻野幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を検討する。
- 4 幼稚園教育の充実
 - (1) SEL、ピアサポート、品格教育の実践を重ね、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を行う。
 - (2) 子どもの育ちや学びが次の段階に円滑につながるようするため、保育所（園）や小学校との連携を促進し、小学校区単位で接続カリキュラムを作成・実践する。
 - (3) 教育の資質・能力の一層の向上を目指すため、子どもの成長・発達に関する教職員研修を行う。
- 5 障がい児支援の充実
 - (1) 発達に偏りのある子どもに対し、個別支援計画を立て、児童発達支援・放課後等デイサービスなどを実施する。
 - (2) 障がいのある子どもに対して、保育所・幼稚園・認定こども園において、専門家や専門機関と連携しながら、心身の発育を促す。
 - (3) 障がいの特性と子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学指導及び特別支援教育を充実させる。

◆文化芸術活動の推進

- 1 文化芸術団体・サークル等の育成
 - (1) 文化芸術団体・サークル等の掘り起こしと育成に努める。
 - (2) (公財) 総社市文化振興財団が行っている文化事業助成金を交付し、市民文化の創造に寄与する。
- 2 文化芸術活動の発表の機会の拡充
 - (1) 文化芸術団体・サークル等の文化芸術活動を発表する機会の提供に努める。
 - (2) 総社市の芸術文化の向上を図るとともに、「第3回総社芸術祭2017」の開催準備を進める。
- 3 芸術鑑賞の機会の拡充
 - (1) 優れた芸術家を招き芸術鑑賞の機会をつくり、文化芸術活動の普及に努める。
 - (2) くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学・総社市包括協定締結に基づくコンサート、親子のためのクラシックコンサート等を開催する。

◆文化財の保護・活用

- 1 文化財の保護・保存

指定・登録文化財の拡大を図る。
- 2 文化財の整備・活用
 - (1) 国指定史跡鬼城山環境整備事業の推進を図る。
 - (2) 鬼城山以外の指定文化財の活用を計画的に推進する。
 - (3) 一丁塚古墳群及び周辺にある茶臼嶽古墳などを含め、活用を推進する。
- 3 文化財の保護・保存啓発事業推進
 - (1) 公民館講座、市民の歴史を学ぶ講座や文化財めぐりの説明などへ積極的に職員を派遣する。
 - (2) 市のホームページを活用して文化財を周知する。
 - (3) 県指定文化財赤米の神饌を保護し周知するため、赤米大使による関係行事を実施する。
 - (4) 民具・古文書の散逸を防ぐため、収集、整理保存に努める。
- 4 文化財の調査
 - (1) 指定文化財以外の文化財調査を進める。
 - (2) 石仏調査を継続し、成果を冊子として公表する。
- 5 開発に伴う埋蔵文化財発掘調査
 - (1) 開発事業と遺跡保存の調和を図りながら事業を推進する。
 - (2) 発掘調査報告書を計画的に刊行する。

教育の基本方針（5）



◆スポーツ活動の推進

1 生涯スポーツの推進

- (1) 市民総合スポーツ祭やスポーツ教室などの事業の普及・啓発、充実を図る。
- (2) スポーツクラブや体育協会などへの支援を通して、組織力の強化を図るとともに、共働して生涯スポーツの推進を図る。
- (3) スポーツ推進委員やスポーツの指導者へ研修・講習会を開催し、人材を育成・確保し、活用を図る。
- (4) 指定管理者と連携を図りながら、施設情報を充実させ、提供する環境を整備する。
- (5) 指導者のリーダーバンクや団体・サークル間でコミュニケーションが図れるネットワークシステムを構築する。

2 世代に応じたスポーツ活動の展開

関係団体と協力して、事業を企画・立案し、普及に努める。

3 競技力の向上

- (1) 体育協会を核にした事業の普及・啓発、充実を図る。
- (2) 各競技組織の整備・充実を図る。
- (3) スポーツ指導者の研修会（講習会）などを通して人材を育成・確保し、活用を図る。
- (4) 指定管理者と連携して、スポーツに関する情報を充実させ、提供する環境を整備する。
- (5) 指導者のリーダーバンクや団体・サークル間でコミュニケーションを図れるようなネットワークシステムを構築する。また、全国トップレベルの大会等を誘致し、競技への関心を高め、競技人口と底辺の拡大を図る。
- (6) 総社市スポーツ振興表彰藤岡郁海基金を有効に活用し、顕著な成績をおさめた選手やスポーツの普及・促進に功績のあった者を表彰し、スポーツの振興を図る。
- (7) 総社市少年スポーツ育成事業助成守屋忠弘基金を有効に活用し、少年スポーツの普及と競技力の向上に努める。

◆人権教育の充実

1 学校における人権教育の推進

- (1) 各教科・道徳等を通して、差別や人権侵害等の出来事に接した際に直感的に「おかしい」「許せない」と思えるような児童生徒の豊かな人権感覚の育成に努めるとともに、自分や他の人の大切さを認め合える雰囲気づくりと環境整備に努める。
- (2) 幼児児童生徒が本来もっている個性や能力を伸ばし、身につけた力を発揮して行動できるように家庭・地域・関係諸機関等と連携を図り、個に応じた指導を行う。
- (3) 複雑・多様化が進む人権問題に対応し、人権教育推進の指導者としての資質・指導力の向上を図るための教職員研修の充実に努める。

2 社会教育における人権教育の推進

- (1) 様々な人権問題についての理解と認識を深め、日常生活に活かせる人権感覚と実践的な態度を養うとともに、人権教育推進の指導者の育成を目指して計画的に研修会を行う。
- (2) 社会教育施設において、市民の方々のニーズや実態をふまえ、人権の視点に立った講座や講演会を開催することを通して、人権に関する多様な学習機会を提供する。

◆教育施設の整備・拡充

1 学校施設の整備・充実

- (1) 総社小学校の改築に伴う実施設計を策定する。
- (2) 学校施設の適切な維持管理を図るため、各校園から提出された修繕要望に基づき、優先度を考慮しながら、修繕を行う。
- (3) 児童生徒が快適な学校生活を送ることができるよう、学習環境の整備に努める。今年度は、維新小学校外6校の普通教室にエアコンを設置する。

2 学校給食共同調理場の整備・拡充

新設予定の学校給食共同調理場の基本・実施設計を策定する。

3 生涯学習施設の整備・充実

- (1) (仮称) 常盤第2分館の新築整備事業の実施等、年次計画を立てて老朽公民館、分館の改修・整備に取り組む。
- (2) 公民館（地区館・分館）の現状を調査し、規模、配置等、新たな設置基準の策定作業を進めていく。

4 文化施設の整備・拡充

- (1) 年次計画を立てて総合文化センター（市民会館、中央公民館、勤労青少年ホーム）等の文化施設の改修・整備、耐震補強に取り組む。
- (2) (仮称) 総社市美術博物館建設構想について調査・研究に努める。

5 体育施設の整備・充実

年次計画を立てて施設を計画的に整備するとともに、指定管理者との協働による適正な管理と運営に一層努める。

6 バリアフリー化

必要に応じて、手すり・スロープ・段差の解消・エレベーター等の改修・整備に取り組む。

4 教育関係の予算



1 改築のため発掘調査中の総社小学校運動場
 2 新本小学校で開催された赤米サミット
 3 預かり保育で昼寝前に年少児の世話をする園児

1 平成28年度の教育関係の予算

平成28年度の一般会計予算は、総社市の将来像「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」を基本方針とし、将来を見据え、無駄な部分を徹底的に削減した緊縮型予算となりました。そのような中で、学校の自主性・自立性・独自性を図る学校一括交付金「きらめき交付金」の実施や、「英語特区」によるひとつづくりなど総社流の施策を展開していく。

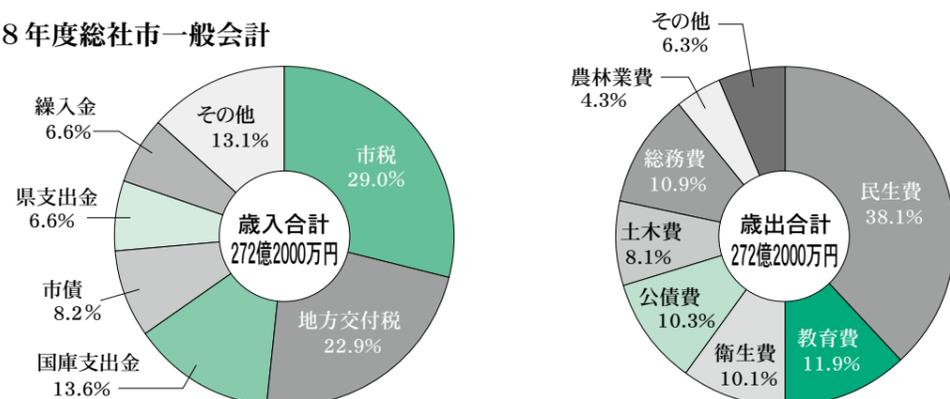
教育費については、32億4788万円で、一般会計272億2000万円に対して11.9%の割合を占めている。総社市教育振興基本計画の「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり」の実現を目指し、教育施設の整備・拡充、生涯学習の推進、スポーツ活動の振興、文化芸術活動の推進と文化財の保護・活用などを重点に予算編成している。

主な事業としては、総社小学校改築に伴う実施設計、学力向上に向けての小学校普通教室のエアコン設置事業、学校一括交付金「きらめき交付金」による学校力向上事業、老朽化した学校給食共同調理場新築事業の基本・実施設計、学力向上対策として児童生徒の学力状況の把握をはじめ、指導法の改善やだれもが行きたくなくなる学校づくり、英語特区における幼小中一貫した英語教育の推進とPR、各学校の課題に応じた教員の加配などを実施する。

また、民生費のうち、教育委員会所管の事務に係る予算については、24億8719万8000円で一般会計272億2000万円に対し9.1%の割合を占めている。

主な事業としては、待機児童解消のための新設保育所整備事業、私立保育所への運営委託事業、障がい児の通所支援事業、放課後児童クラブの運営委託事業など、働く親が安心して働き続けられるよう支援するとともに、きよね認定こども園をモデルにし、幼稚園・保育所共通の幼児教育のあり方を検討する。

◆平成28年度総社市一般会計



◆平成28年度の教育費（当初）

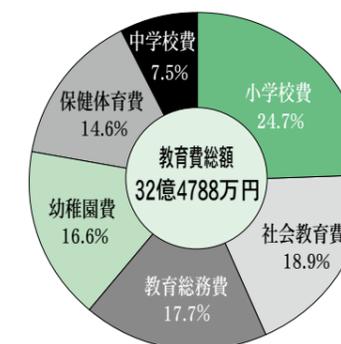
(単位：千円)

項目	予算額	性質別内訳					建設事業費		
		人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	補助	単独	合計
教育総務費	573,973	239,330	424,817		34	91,792			
小学校費	801,995	44,453	246,143	38,500	62,451	7,573		402,875	402,875
中学校費	245,218	38,820	101,435	9,000	52,605	6,358		37,000	37,000
幼稚園費	538,169	334,197	186,436	12,530		5,006			
社会教育費	614,020	261,480	202,573	23,752		36,882	3,248	86,085	89,333
保健体育費	474,505	104,340	246,757	38,800		28,608		56,000	56,000
合計	3,247,880	1,022,620	1,226,161	122,582	115,090	176,219	3,248	581,960	585,208

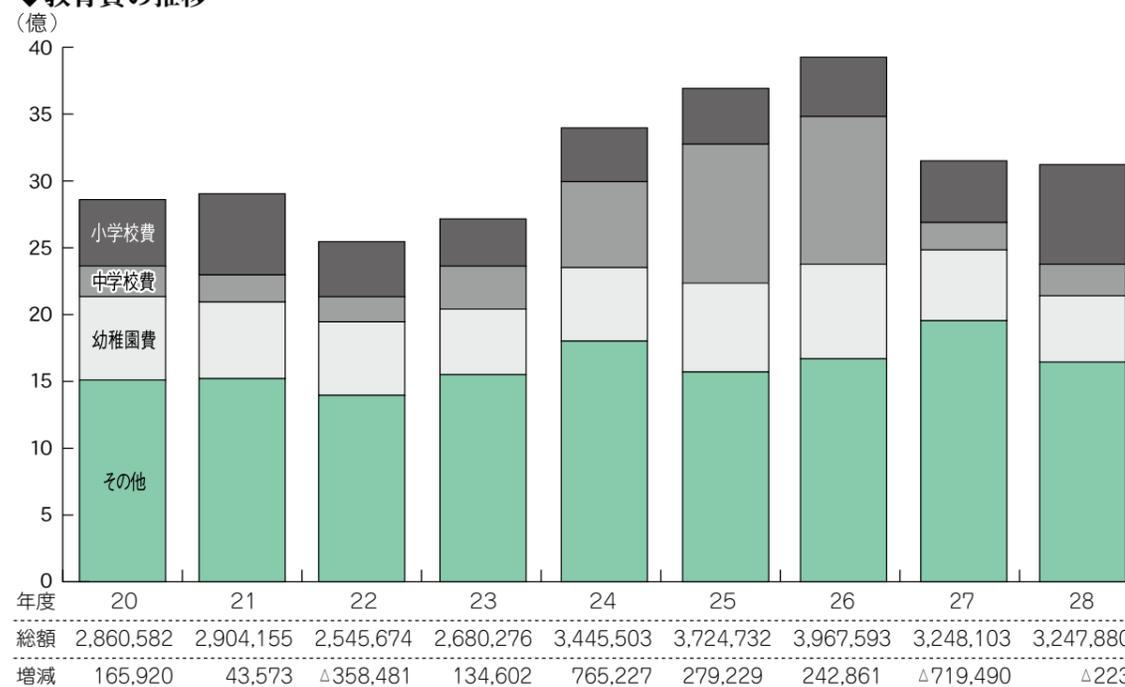


全国高等学校総合体育大会卓球競技大会（きびじアリーナ）

教育費の構成割合



◆教育費の推移



5 教育振興基本計画



総社市教育振興基本計画の冊子

総社市教育振興基本計画

総社市教育委員会が進める事業の基本方針となるのが、教育振興基本計画です。

おおむね 10 年先を見通し、目指す理念を「郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり」としてしています。

この理念を踏まえ、生涯学習の推進や家庭・地域の教育力の向上、学校教育の充実、文化芸術活動の推進、文化財の保護・活用、スポーツ活動の推進、人権教育の推進、施設の整備・拡充といったテーマ別に方向性やそのための取り組みを示しました。

総社市の目指す子ども像としては、郷土を愛し、ともに生き、夢に向かって努力する、そして正しいことは勇気をもって行う子どもと考えています。そのため、子どもたちの生活のさまざまな場面で教育行政が一体となり、社会全体ではぐくむことを目指します。

平成 28 年度は、現計画を見直し、平成 32 年度までの期間を計画期間とする新計画を策定します。

◆総社市教育振興基本計画の関連する教育委員会の計画

- ★ 総社市スポーツ推進計画
- ★ 第 3 次総社市子ども読書活動推進計画
- ★ 総社市子ども・子育て支援事業計画